


令和8年度富士吉田市結婚新生活支援事業補助金事前相談チェックリスト

申請者：

相談日：

配偶者：

✓	交付対象要件の確認	詳細		申請時必要書類
	(1)令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。	婚姻日		□婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
	(2)婚姻日において、夫婦のいずれもが39歳以下であること。	申請者	生（ 歳）	
	(3)夫婦の合計所得が500万円未満であること。 ※令和8年6月中旬までの申請：R7年度所得証明書（R6年分所得）で確認 ※令和8年6月中旬以降の申請：R8年度所得証明書（R7年分所得）で確認	申請者	円	□所得証明書（2人分）
		配偶者	円	
		合計	円	
	(3-1)夫婦の合計所得が500万円以上でも、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、その返済額を所得から控除する。（奨学金の返還支援を目的とした補助金等の交付決定を受けている場合は、その補助金額を返済額から控除する。） ※令和8年6月中旬までの申請：令和6年中（1/1～12/31）の返済額と補助金を確認 ※令和8年6月中旬以降の申請：令和7年中（1/1～12/31）の返済額と補助金を確認	返済額		□貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し □貸与型奨学金の返還支援を目的とした補助金等の交付決定通知書の写し
		申請者	円	
		配偶者	円	
		補助金額		
		申請者	円	
		配偶者	円	
		差引後合計	円	
	(4)申請日において、夫婦双方の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。	住宅への住民登録年月日		□世帯全員の住民票の写し
		申請者		
		配偶者		
	(5)令和8年4月1日から申請日までに、下記のいずれかを夫婦ともに実施すること。 ア ライフデザイン支援講座の受講 イ プレコンセプションケアに関する講座の受講 ウ 医療機関や保健師への妊娠・出産に関する相談 エ 共家事・子育て講座の受講	講座等名		詳細はこちら 
		申請者		
		配偶者		
		受講日		
		申請者		
		配偶者		

✓	交付対象要件の確認	詳細		申請時必要書類
	(6)日本人又永住者、特別永住者であること。			
	(7)夫婦ともに、申請日から3年以上市内に住民票を置き、生活の本拠地とすること。			□誓約書兼同意書（様式第2号）
	(8)夫婦ともに、過去にこの制度に基づく補助（他の自治体での補助も含む）及び新婚世帯すまい支援奨励金又は同種の補助金を受給したことはない。			
	(9)世帯の全員が暴力団等の反社会的勢力又は同勢力と関係を有するものではない。			
	(10)夫婦ともに市税（転入者については、転入前の住居地の住民税）の滞納がない。			□市税等に滞納のないことがわかる証明書（2人分）
	(11)生活保護法による保護を受けていない。			
	(12)富士吉田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により補助金返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金について、速やかに返還する。			

✓	交付対象経費の確認	詳細		申請時必要書類
	(1)住宅賃貸費用 ・令和8年4月1日から令和9年2月28日に支払った賃料（共益費を含み、駐車場を除く）、敷金、礼金、仲介手数料が対象。 ・勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、当該手当分を差し引く。 ・婚姻前から賃借している場合、結婚を契機にした同居開始後のものに限る。 ・賃貸住宅の契約名義人は申請者または配偶者であること。	賃料・共益費	円	□賃貸借契約書の写し □賃貸費の領収書等の写し □住宅手当支給証明書（様式第3号）※給与所得者の場合、支給がない場合も必要です。
住宅手当		円		
支払期間		月		
計算後		円		
敷金・礼金		円		
仲介手数料		円		
賃貸費小計		円		
	(2)引越費用 ・令和8年4月1日から令和9年2月28日に引越業者又は運送業者に支払った費用が対象。 ・婚姻を契機とした引っ越しであって、婚姻日前のものは婚姻日から起算して1年以内であること。	引越日		□引越費用に係る領収書の写し
引越費用		円		
		合計（見込）	円	
		申請予定額	円	
		申請予定日		

夫婦ともに29歳以下の方は上限が60万円、39歳以下の方は上限が30万円です。

※令和9年2月28日（窓口は26日）までに申請してください。